

<制度の概要>

No.	質問	回答
1	支援制度活用のための主たる条件は何か？	本支援制度は、市内外に事業所を有する企業や足利市民が、多様な働き方への対応やワークライフバランスの充実を実現することを目的とし、その目的を果たすために新たに必要となった事務スペースの整備及び確保に関する取組み等を支援するものです。
2	多様な働き方とは何か？	「働き方改革」の柱の1つである「多様な働き方」を指します。 テレワーク等の実現が挙げられますが、テレワークの実現が困難な業態の企業については、Web 会議スペースの確保等、その企業が取組む独自の働き方改革も含まれます。 個人の方については、サテライトオフィスやシェアオフィス等への勤務が主に該当します。 ※テレワーク…場所や時間にとらわれない柔軟な働き方です。在宅勤務やモバイルワーク、サテライトオフィス勤務に分類されます。
3	補助対象事業は何か？	多様な働き方へ対応するために要した以下の2つの経費が対象となります。 (1) 事務所等整備費、(2) 賃料（最大6ヶ月分） ※詳細は、各補助対象経費のQ&Aをご確認ください。
4	市内で複数の事務所を有している。申請は、事業所単位なのか申請者単位なのか？	申請は事業者単位になります。 また、申請はいち事業者につき、一度のみとなりますので、複数の事務所等を整備する場合は、まとめて申請するか、変更申請によりご対応いただくこととなります。
5	補助率と限度額の考え方は？	補助率は、補助対象経費の1/2になります。 補助対象経費と限度額は、申請者の業態により異なります。 ① 申請者が市内に事業所を有しない企業等の場合 補助対象経費は、(1) 事務所等整備費、(2) 賃料（最大6ヶ月分）であり、各補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額が対象となります。 限度額は200万円です。 ② 申請者が市内の空き物件所有者の場合 補助対象経費は、(1) 事務所等整備費のみで、補助対象経費に補助率を乗じて得た額が対象となります。 限度額は200万円です。 ③ 申請者が市内に事業所を有す企業等の場合 補助対象経費は、(1) 事務所等整備費、(2) 賃料（最大6ヶ月分）であり、各補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額が対象となります。 限度額は100万円です。 ④ 申請者が足利市民の場合 補助対象経費は、(2) 賃料（最大6ヶ月分）のみで、補助対象経費に補助率を乗じて得た額が対象となります。

		限度額は10万円です。
6	事務所等整備費と賃料の両方を補助対象とした申請書を提出したい。	<p>基本的な整備開始前までの流れは、以下のようになります。</p> <p>① 賃貸借契約を検討している事務所等において、事務スペースを確保することができ、市の支援制度が活用できるか否かを市に確認する。</p> <p>② 事務スペースを確保するための事務所等を賃貸借契約</p> <p>③ 整備に要する見積りを実施</p> <p>④ 事前確認を行い、申請書を市に提出 → 交付決定</p> <p>⑤ 事務所等の整備を実施</p>
7	すでに働き方改革を促進するため、事務所等の整備を実施してしまった。	交付申請書提出前に実施した事務所等の整備は対象外です。

<事務所等整備費について>

No.	質問	回答
8	事務所等とは何か？	事務スペースを確保するために必要となる市内の建築物や場所を指します。
9	事務スペースとは何か？	多様な働き方への対応を実現するための取組みやワークライフバランスの充実の促進を図るために必要なスペースであり、これまでに事務スペースとして使用されていなかった部屋又は空間を指します。
10	どのような場合に、事務所等整備費の補助対象となるのか？	<p>これから整備を検討している事務所等の事務スペースについて、以下の全ての項目に該当する場合、本支援制度の補助対象になる可能性があります。(その他諸条件あり)</p> <p><input type="checkbox"/> 事務スペースの整備目的が、多様な働き方への対応やワークライフバランスの充実を図ることであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 足利市内に事業所を持たない企業等が新たに事務所を設置する場合、整備前の物件は空き物件の状態であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 足利市内に事務所を持つ企業が新たに事務スペースを整備する場合、整備を検討しているスペースは、これまでに事務スペースとして使用されていなかった部屋や空間であること。(申請時の整備前の写真で確認します。)</p> <p><input type="checkbox"/> 事務所等整備後は3年以上維持運営できること。(申請者が市内に事業所を有しない企業等、物件所有者の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> まだ整備を実施していないこと。(すでに整備を実施したものについては、補助対象外です。)</p>
11	店舗の整備についても対象となるのか？	<p>店舗内の事務スペース確保に係る内容であれば、補助対象となります。</p> <p>ただし、補助対象経費は、店舗物件のうち、事務スペース確保に係る部分のみとなります。</p> <p>整備目的や内容については、申請書添付資料の事業計画書に記載していただくこととなります。</p>
12	新型コロナウイルス感染症の影響で飛沫感染防止対策を講	飛沫感染防止を目的とする整備費用は対象外です。

	じたが、それらに要した費用も対象になるのか？	
13	事務所等整備事業費とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット環境整備費 ・電気・電話配線整備費 ・照明・空調・セキュリティー関連機器等の整備費 ・壁面等固定式パーテーション設置費 ・事務用の机及び椅子の備品購入費 <p>に要した経費を指します。主として事務スペースの確保に必要なものが対象です。</p> <p>壁や天井、床などに固定・埋設され、別の場所へ持ち運ぶことのできないものが対象となります。(事務用の机及び椅子は除く)</p>
14	インターネット環境整備費はどのようなものか？	<p>インターネットを利用するために必要な、モジュラーケーブルやLANケーブルを差し込むためのコネクターの設置(壁に差し込む部分)に係る整備費を指します。</p> <p>机等に置くタイプの無線発信機やハブ等は対象外ですが、壁に無線発信機やハブを固定していただければ、対象となります。</p> <p>パソコンやプリンター等の備品類も対象外です。</p>
15	電気・電話配線整備費はどのようなものか？	<p>コンセントや電話回線の差込口の設置・増設(壁に差し込む部分)に係る整備費を指します。</p> <p>電話機本体等は対象外です。</p>
16	空調機器とは何か？	<p>建物に直接設置するエアコン等を指します。</p> <p>独立型の扇風機や加湿器、その他備品につきましては、対象外です。</p>
17	セキュリティー関連機器とは何か？	<p>民間の警備会社が提供する警備機器や壁面や天井に固定するカメラ、出入り口に取り付ける自動施錠システムを指します。</p> <p>当該機器の初期設置費用のみが対象であり、整備後に要する警備等の業務委託料等につきましては、対象外です。</p>
18	壁面等固定式パーテーション等の設置費とは何か？	<p>壁面等に設置する固定式のパーテーションを指し、壁面固定式の机も含みます。</p> <p>自立型や移動式のパーテーションは対象外です。</p>
19	事務用の机及び椅子の備品とは何か？	<p>新たに整備する事務スペースに必要な事務机や椅子を指し、壁面固定式の机も補助対象となります。</p> <p>新たな事務スペース確保を目的としない、単なる購入は補助対象外となります。また、一般的に事務用として介されない机や椅子についても補助対象外です。(例：事業計画の内容にそぐわない机やソファ等)</p> <p>※事業計画書や実績報告書に添付される写真等にて確認します。</p>
20	パソコンやOA機器の購入は補助対象経費に含まれるか？	<p>対象になりません。パソコンソフトやアプリも対象になりません。</p>
21	定期的実施するメンテナンス費は補助対象経費になる	<p>対象になりません。</p>

	か？	
22	整備に伴う設備や備品の処分費は補助対象経費になるか？	対象になりません。
23	床や天井、壁などの改修費は補助対象経費になるか？	対象になりません。
24	トイレやキッチン等の水回りは補助対象経費になるのか？	対象になりません。
25	事務所を閉鎖する際、原状回復に要する費用も補助対象になるか？	対象になりません。

<賃料について>

No.	質問	回答
26	賃料とは何か？	多様な働き方への対応を実現するために、事務所等を確保する必要があり、令和4年4月1日以降で新たに賃貸借契約を締結して発生した賃料を指します。 令和4年4月1日以前に賃貸借契約を締結していた物件を引き続き借用する場合は、対象外となります。 補助対象は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間において発生した賃料のうち、最大6ヶ月分となります。
27	月額賃料が補助対象経費になるのか？	条件次第で補助対象経費になります。 賃貸借物件のほとんどを事務スペースとして使用する場合は、使用する床面積が100%事務スペースとして活用されるため、月額賃料がそのまま補助対象経費になります。 一方で、賃貸借物件の一部を事務スペースとして使用する場合は、その事務スペース部分を面積割し、ひと月当たりの賃料を算出します。
28	足利市内の物件であれば、どんな物件でも賃料の補助対象となるのか？	新たに賃貸借契約を締結したものであれば、補助対象になりますが、貸主・借主の関係が以下のいずれかに該当する場合、補助の対象外になります。 ・事務所等の貸主が個人であり、借主が当該個人と同一人物・その配偶者・親・子が役員を務める法人又はその配偶者・親・子 ・事務所等の貸主が法人であり、借主が当該法人以外の法人の役員を務める法人、当該法人代表者個人又はその配偶者・親・子 ・賃貸借等の関係にある双方が、資本、役員について一定の関係を有すると認められる場合
29	交付決定後、賃貸借契約の内容を見直すことは可能か？	契約期間の延長のみ認めます。 賃貸借料、契約期間の短縮は認められません。1年間は同じ条件で契約を継続していただきます。
30	主たる事業所の近くに働き方改革促進のため、新たに事務所等を借りた場合は、対象と	対象になります。

	なるのか？	
31	個人でシェアオフィスの一角を借用してテレワークを行っているが、補助対象となるのか？	対象になります。 シェアオフィス運営者と対象となる個人の方の契約書を提出いただくことになります。(実績報告時は領収書等を提出していただきます。)

<補助制度について>

No.	質問	回答
32	罰則などはあるのか？	適正に事業が実施されていなかった場合、補助金の交付決定の取消し、すでに補助金が交付されている場合は補助金の返還を求める場合があります。 申請書類等（整備事業者や貸主から取得した領収書 ※支払い状況が分かるもの）は一定期間保管してください。
33	申請後、諸事情により事業ができなくなった場合、取下げはできるのか？	申請はいち事業者につき、一度のみとなるため、申請中又は認定後のいずれかのタイミングでも取下げをしていただくことは可能です。 ただし、取下げ時にすでに整備を進めていた場合や賃貸借契約を締結して賃料の支払いが発生した場合、それらに要した費用は補助対象にはなりませんのでご注意ください。(取下げの時点で、補助金の交付は一切なくなります。)